

第 14 号議案

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例（平成 8 年 3 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。		(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立港 島南球技場	神戸市中央区港島南町	神戸市立港 島南球技場	神戸市中央区港島南町
	3 丁目 7 番地及び同区		3 丁目 7 番
	港島中町 8 丁目 3 番地		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ

いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 (1時間につき)
競技場	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者 小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	250円
神戸市立東灘体育館のトレーニング室	[略]	350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	1,300円
	[略]	450円
体育室	[略]	600円

改正前

別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 (1時間につき)
競技場	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400
体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者 小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	200円
神戸市立東灘体育館のトレーニング室	[略]	300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	1,150円
	[略]	400円
体育室	[略]	500円

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 23,000	円 30,700	円 26,800	円 53,700	円 57,500	円 80,500	円 11,500
身体障害者体育館	円 10,800	円 14,400	円 12,600	円 25,200	円 27,000	円 37,800	円 5,400
柔道場及び剣道場	円 2,800	円 3,700	円 3,200	円 6,500	円 6,900	円 9,700	円 1,350
会議室	円 2,200	円 2,900	円 2,500	円 5,100	円 5,400	円 7,600	円 1,100

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

使用区分	使用者	
	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
トレーニング室	[略]	[略]
柔道場及び剣道場	[略]	250円

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 20,000	円 26,000	円 24,000	円 46,000	円 50,000	円 70,000	円 10,000
身体障害者体育館	円 9,400	円 12,500	円 10,900	円 21,900	円 23,400	円 32,800	円 4,700
柔道場及び剣道場	円 2,400	円 3,200	円 2,800	円 5,600	円 6,000	円 8,400	円 1,100
会議室	円 1,900	円 2,500	円 2,200	円 4,400	円 4,700	円 6,600	円 900

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

使用区分	使用者	
	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
トレーニング室	[略]	[略]
柔道場及び剣道場	[略]	200円

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者

使用区分		高校生	
競技場及び身体障害者体育館	[略]	[略]	900円
柔道場及び剣道場	[略]		

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 26,500	円 35,300	円 30,900	円 61,800	円 66,200	円 92,700	円 13,200
第1体育室	円 12,700	円 16,900	円 14,800	円 29,600	円 31,700	円 44,400	円 6,300
第2体育室	円 8,100	円 10,700	円 9,400	円 18,800	円 20,100	円 28,200	円 4,000
会議室	円 2,600	円 3,500	円 3,100	円 6,100	円 6,600	円 9,200	円 1,300

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後A (正午から午後2時30分まで)	午後B (午後2時30分から午後5時)	夜間 (午後5時から午後9時)	時間超過 使用料 (1時間につき)
------	--------------------	------------------------	------------------------	--------------------	-------------------------

使用区分		高校生	
競技場及び身体障害者体育館	[略]	[略]	800円
柔道場及び剣道場	[略]		

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 23,000	円 31,000	円 27,000	円 54,000	円 58,000	円 81,000	円 11,600
第1体育室	円 11,000	円 15,000	円 13,000	円 26,000	円 28,000	円 39,000	円 5,500
第2体育室	円 7,000	円 9,000	円 9,000	円 16,000	円 18,000	円 25,000	円 3,500
会議室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 5,400	円 5,800	円 8,100	円 1,100

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後A (正午から午後2時30分まで)	午後B (午後2時30分から午後5時)	夜間 (午後5時から午後9時)	時間超過 使用料 (1時間につき)
------	--------------------	------------------------	------------------------	--------------------	-------------------------

使用区分				で)	時まで)	時まで)	
競技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,650	2,200	2,200	3,100	1,300	
第1体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,200	1,800	1,800	2,550	1,100	
第2体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,400	1,150	1,150	1,600	650	

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
使用区分	円	円	円	円	円	円	円
競技場	7,100	9,500	8,300	14,900	16,000	21,200	3,600
多目的室	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	1,200

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者

使用区分				で)	時まで)	時まで)	
競技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		2,300	1,900	1,900	2,700	1,100	
第1体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,900	1,600	1,600	2,200	900	
第2体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	円	円	円	円	円	円
		1,200	1,000	1,000	1,400	550	

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
使用区分	円	円	円	円	円	円	円
競技場	6,200	8,200	7,200	13,000	13,900	18,400	3,100
多目的室	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	1,000

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者

競技場及び多目的室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]		350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分		使用者		一般の者
		幼児、小学生、中学生及び高校生		
競技場	[略]	[略]	[略]	1,700円
		[略]	[略]	850円
		[略]	[略]	450円
		[略]	[略]	[略]
多目的室	[略]	[略]	[略]	600円
		[略]	[略]	300円

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		終日		時間超過	
	（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午後5時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600							
第1体育室	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700							
第2体育	円	円	円	円	円	円	円							

競技場及び多目的室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]		300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分		使用者		一般の者
		幼児、小学生、中学生及び高校生		
競技場	[略]	[略]	[略]	1,500円
		[略]	[略]	750円
		[略]	[略]	400円
		[略]	[略]	[略]
多目的室	[略]	[略]	[略]	500円
		[略]	[略]	250円

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		終日		時間超過	
	（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午後5時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（午後9時から午後5時まで）
競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100							
第1体育室	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400							
第2体育	円	円	円	円	円	円	円							

室	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	1,200
多目的室	円	円	円	円	円	円	円
	800	1,100	900	1,700	1,800	2,400	400

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	
第1体育室、第2体育室及び多目的室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]	[略]	350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	
競技場	[略]	[略]	1,700円
	[略]	[略]	850円
	[略]	[略]	450円
	[略]	[略]	[略]
第1体育室	[略]	[略]	1,300円
	[略]	[略]	450円
第2体育室	[略]	[略]	600円
多目的室	[略]	[略]	250円

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時～)	午後 (午後1時～)	夜間 (午後5時～)	午前・午後 間	午後・夜 間	終日 (午前9時～)	時間超過 使用料
------	---------------	---------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

室	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	1,000
多目的室	円	円	円	円	円	円	円
	700	900	800	1,400	1,500	2,000	350

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	
第1体育室、第2体育室及び多目的室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]	[略]	300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	
競技場	[略]	[略]	1,500円
	[略]	[略]	750円
	[略]	[略]	400円
	[略]	[略]	[略]
第1体育室	[略]	[略]	1,150円
	[略]	[略]	400円
第2体育室	[略]	[略]	500円
多目的室	[略]	[略]	200円

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時～)	午後 (午後1時～)	夜間 (午後5時～)	午前・午後 間	午後・夜 間	終日 (午前9時～)	時間超過 使用料
------	---------------	---------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

使用区分	時から正午まで)	時から午後5時まで)	時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	時から午後9時まで)	(1時間につき)
	競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,100
会議室	1時間につき 500円						円 700

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	[略]	250円
トレーニング室	[略]	[略]	350円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	[略]	1,700円
	[略]	[略]	850円
	[略]	[略]	450円
	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	600円

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

使用区分	時から正午まで)	時から午後5時まで)	時30分から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	時から午後9時まで)	(1時間につき)
	競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400
体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 900
会議室	1時間につき 400円						円 580

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	小学生、中学生及び高校生	小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び体育室	[略]	[略]	200円
トレーニング室	[略]	[略]	300円

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者		一般の者
	幼児、小学生、中学生及び高校生	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	[略]	[略]	1,500円
	[略]	[略]	750円
	[略]	[略]	400円
	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	500円

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

(1) [略]

(2) テニスコート

使用区分		使用料（1時間につき）
1面につき	平日	700円
	土曜日、日曜日及び休日	800円

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(3) [略]

(1) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第7の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の体育施設の使用について適用し、同日前の体育施設の使用については、なお従前の例による。

理 由

体育施設の使用料を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。